

令和6年3月 日

白井市長

笠井 喜久雄 様

白井市地域自立支援協議会

会 長 林 晃 弘

医療的ケア児者に伴う日常生活用具の充実に関する提言

国は令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」を施行しました。

この法律では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行う」ことを基本理念として、国、地方公共団体、学校設置者等の責務を規定しています。医療的ケア児支援法は「医療的ケア児」を法律上できちんと定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。白井市においても、医療的ケア児者及びその家族に対し、地域で自立した生活を送ることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置等を進めていただいておりますが、その中でも、医療的ケア児者における災害時等における電源の確保等は非常に重要な課題の一つとなります。

災害は、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケア児者とその家族、そして支援者にも大きな困難をもたらします。災害が発生すると、避難、電源の確保、医療・福祉機関等との連絡・連携、必要な物品の確保等が必要になります。このため、災害が起きる前から、災害時を想定して準備をしておくことが不可欠です。しかし、医療的ケアが必要な方への理解と支援は遅れています。医療的ケア児支援法が成立しましたが、防災については制度的に確立した対応がまだありません。そのようななかで、他自治体では人工呼吸器の非常用電源について購入費の補助が始まっています。

白井市におきましては、日常生活用具の給付と貸与を行い障害児者等に対し日常生活の便宜を図り福祉の増進に寄与しているところですが、医療的ケア児者が発災時に生命を守るために必要な、「外部バッテリー」「UPS（無停電装置）」「蓄電池」「電気不要吸引器」「発電機」等は給付の対象となっていないことから、発災時の停電が生命の危機に直結しかねません。

つきましては、白井市日常生活用具給付事業実施規則を見直し、医療的ケア児者が災害等による長期の停電に備えるため、日常生活用具の対象品目に、自家発電機等の追加に取り組むよう、ここに提言します。